

平成26年度全国高等学校総合体育大会 東京都開催基本計画

第1 基本的考え方

1 目的

平成26年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を運営するために、東京都では、以下のとおり計画する。

2 競技力の向上とスポーツの振興

(1) 競技力の向上

平成25年度開催の国体に向けた高校生の強化練習会や東京アスリート育成推進校等の事業の成果を引き続き、この大会で発揮できるようにする。

(2) スポーツの振興

総合開会式や競技種目別大会の機会に観戦方法の仕方を工夫したり、体験コーナーを設けるなどスポーツの振興に寄与する。

また、カウントダウンイベントなどのPR活動は、スポーツ祭東京2013やオリンピック・パラリンピック招致活動とも関連させ、スポーツ振興局との連携を図っていく。

3 連携・協働の強化

(1) 新たなモデルの構築

大会においては、南関東四都県（以下「四都県」という。）の合同色を大きく表現させるため、業務別担当者による連絡会を開催し、四都県の一体感を強めていくとともに、可能な業務については、スタンダードとなるようマニュアル化する。

(2) 万全を期するための準備・運営

これまでの大会を検証し、選手や参加者にとってより安全でインターハイの歴史に残る大会の開催に向け、専門委員会等を通じて各関係機関との万全な協働体制を構築する。

また、都民の理解が深まるよう、広報活動や報道機関を通じて大会に関する情報を積極的に公開する。

4 高校生活動の展開

高校生一人一役活動を以下の4つに分類し、計画を進めていく。

(1) 生徒実践活動

関係団体・機関と連携し、平成24年度内に、生徒の募集を開始し、東京都生徒実践委員会を行う。以後、他の三県と連携・協働し、各種イベント（カウントダウンイベントなど）によるPR活動や広報・啓発活動を展開する。

(2) 総合開会式出演活動

平成24年度内に出演する担当校を検討し、平成25年度から総合開会式開催基本計画に基づき練習を開始する。

(3) 運営ボランティア活動

平成26年度に募集を開始できるよう準備を進める。なお、講習会は、別途計画する。

(4) 草花活動

農業関係の学校と連携し、平成25年度の試験栽培に向けて、草花や肥料の選定を行う。開花調整の難しさから、専門的な技術や施設を有する高等学校を中心に依頼し、平成26年度の本栽培に向けて、十分な検討を重ねる。

5 様々な交流を通じた地域の魅力発信

(1) 高校生が交流を深め友情を育む機会

友情を育む交流活動を、高校生一人一役活動に位置づけ、平成25年度から内容の検討に入る。選手との交流は運営ボランティア活動によって、また、地元高校生同士の交流は生徒実践活動の積極的な推進によって、深めていくこととする。

(2) 競技会場を拠点とした東京の魅力発信

高校生一人一役活動と連携し、平成25年度から競技会場周辺調査を開始し、平成26年4月までに会場周辺における東京の魅力を紹介できる方法を検討する。

6 効率的で人と環境に優しい大会運営

(1) 既存施設の有効活用による効率化

競技施設は、都立体育施設をはじめ、公立体育施設を中心とする。また、練習会場として、都立や区市町村立学校の体育施設を使用する。

(2) 高いパフォーマンスを発揮できる会場設定

スポーツ祭東京2013や国際大会等で使用された会場を優先的に検討し、選手の高揚心を高められる会場を設定する。

(3) 省エネや廃棄物の減量など環境負荷の低減

各専門委員会が、関係機関と協力し検討を重ねることとし、特に、選手・役員の移動は、公共交通機関を最大限に活用することや各会場で配布されるプログラムやパンフレットなどの紙資源を最小限に抑える方向で検討を進める。また、スポーツ祭東京2013で使用された用具などをリユースできるようスポーツ振興局と連携を密にして、環境負荷の低減に努める。

第2 総合開会式

1 開催期日

全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に則り、8月1日とする。

2 会場

開催基準要項に則り、原則として陸上競技場とする。

3 入場行進する都道府県選手団

(1) 本部役員

(2) 選手

総合開会式終了直後に開催される競技種目の選手

(3) その他

都道府県高等学校体育連盟によって許可された、上記(2)に示す競技種目以外の選手

4 総合開会式次第

開催基準要項に基づき作成する。

5 運営組織

平成24年度に平成26年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設立し、東京都高等学校体育連盟（以下「都高体連」という。）との連携の下、公開演技や草花装飾等における協力団体について式典専門委員会を中心に検討を行い、平成25年度にこれらの協力団体との運営体制を構築する。

6 式典の演出

(1) 公開演技

式典専門委員会公開演技小委員会において、平成24年度及び25年度における全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）総合開会式の調査及び四都県の実態調査を実施し、これを基に公開演技の内容（種目、編成方法等を含む。）を検討し、担当校等を決定する。

練習計画については担当校の事情に応じて、内容、頻度等を検討し策定する。

(2) 式典音楽

式典専門委員会式典音楽小委員会において、平成24年度及び25年度の高校総体総合開会式の調査及び四都県の実態調査を実施し、これを基に演奏内容（曲目、編成、規模等）を検討し、担当校等を決定する。

練習計画については担当校の事情に応じて、内容、頻度等を検討し策定する。

(3) 式典放送

式典専門委員会式典放送小委員会において、平成24年度における高校総体総合開会式の調査及び四都県の実態調査を実施し、これを基に高校生アナウンサーの選考方法及び編成方法について検討し、平成25年度に高校生アナウンサー等を決定する。

練習計画については担当校の事情に応じて、内容、頻度等を検討し策定する。また、カウントダウンイベントをはじめ、各学校が取り組んだ活動を紹介するビデオ作品等を高校生が制作し、総合開会式で発表できるように計画する。

(4) 草花装飾

式典専門委員会草花装飾小委員会において、平成24年度及び25年度における高校総体総合開会式の調査を実施し、これを基に装飾内容（品種、規模、栽培計画等）について検討し、担当校を決定する。平成25年度に試験栽培を実施し、本栽培に向けて十分な検討を行う。また、スポーツ振興局と連携し、前年度に開催されるスポーツ祭東京2013で使用した用具を再利用する方法を検討する。

なお、担当校については、農業科を有する高等学校が日頃の学習成果を発表することができるよう検討し、決定する。

第3 競技種目別大会

1 競技日程

開催基準要項に則り、以下の競技種目について決定する。

- (1) 体操
- (2) 新体操
- (3) 男子バレーボール
- (4) 女子バレーボール
- (5) 女子サッカー
- (6) 相撲
- (7) 弓道
- (8) テニス
- (9) なぎなた

2 運営組織

平成24年度に実行委員会を設立し、都高体連、都競技団体等との密接な連携の下、大会運営を行う。

3 競技会場・練習会場等

前年度に開催されるスポーツ祭東京2013などで使用した既存施設を有効に活用するとともに、練習会場を含め、選手にとって最適な競技会場の環境を整備するため、以下のように計画する。

(1) 競技施設・設備

ア 選手の能力を最大限に発揮できるスポーツ施設を提供する。

イ 競技及び練習会場として使用する施設・設備は、既存の施設・設備を有効に活用する。

ウ 2競技種目を同一会場で行うことにより大会運営の効率化を図る。

(2) 練習会場

勝ち残りチーム数、人数等を考慮し、必要最小限にとどめる。

(3) 競技種目別大会開・閉会式

開・閉会式は華美にならないように、簡素化に努める。

4 競技役員等の養成

競技役員、運営役員、競技補助員及び運営補助員の養成については、実行委員会、都高体連、都競技団体等が密接な連携のもとに計画的に実施する。

5 競技種目別大会役員等の編成

(1) 競技種目別大会役員、競技役員、運営役員、競技補助員及び運営補助員の編成は、実行委員会が全国高体連競技専門部、都高体連競技専門部、都競技団体等と十分協議・調整のうえ編成する。

(2) 競技役員等は原則として都内関係者で編成し、必要最低限の人数で最大の効果を得ることができるよう計画する。

(3) 競技運営上、都外関係者に協力を要請しなければならない場合は、四都県、又は近隣県の関係者を優先する。

6 中央競技団体との連絡・調整

準備から開催に至るまでの期間、中央競技団体と緊密に情報交換を行い、最新情報（ルールの変更等）を入手しながら慎重に進めていく。

7 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品については、競技会場が現有しているものを有効活用する。
- (2) 用具・備品に不足が生じた場合には、四都県や近隣県等で所有する用具・備品を可能な限り有効活用する。

8 その他

- (1) 部活動に所属している高校生の協力を得ながら、都で開催する競技種目をはじめとしたスポーツの振興を図る。
- (2) 東京都教育ビジョン（第2次）の「取組の方向10 子供の心と体の健やかな成長」の実現に向け、子供たちが運動やスポーツに親しむことができる取組みを実施する。
- (3) 各競技会場への移動は、公共交通機関を最大限に活用し、CO₂の削減に取り組む。
- (4) 携帯電話などの端末から見られる電子パンフレット・リーフレットを用意することで、紙資源の使用を最小限に抑える。また選手にとって思い出となる入賞記念品や参加章等は、リサイクル資源又はリサイクル可能なものを活用するなど、環境に優しい大会となるよう努める。
- (5) 選手や大会を支える高校生同士が友情を深められるよう高校生一人一役活動とも連携し、交流の仕方を工夫していく。

第4 広報

1 運営組織

広報活動の実施については、実行委員会が、南関東各都県実行委員会、高校生一人一役活動に関する委員会、区市町村及び関係機関・団体等と緊密に連携・協働しながら推進するものとする。

2 主要事業

- (1) 大会愛称等の普及
大会を象徴する大会愛称等を普及する。
- (2) 印刷物による広報
各種印刷物を作成し、積極的な広報活動を展開する。
 - ア 総合ポスターの作成
全国高体連会長の承認を得て、平成24年度に四都県合同で作成する。
 - イ 競技別ポスターの作成
平成24年度に全国高体連会長への承認申請を行い、平成25年度に作成する。
 - ウ 総体ニュースの発行
大会の情報や高校生一人一役活動の状況等を大会開催まで、四都県合同で、順次発行する。
 - エ 大会ガイドブック等の作成

- オ その他印刷物の発行
- (3) 多様なメディアによる広報
マスメディアをはじめとした多様なメディアの存する首都圏開催の利点を活用し、情報の迅速かつ広域的な伝達に努める。
ア 新聞による広報活動の推進
イ テレビによる広報活動の推進
ウ ラジオによる広報活動の推進
エ インターネット等による広報活動の推進
大会公式ホームページを運営し、情報サイトとして広報活動の推進を行う。その際、パソコン及び携帯端末からのアクセスを想定する。
- (4) 刊行物による広報
東京都等の既存の刊行物を活用し、積極的な広報活動を展開する。
- (5) 催事等による広報
開催準備の節目にイベントを開催し、積極的な広報活動を展開するとともに、大会開催の気運を高める。また、既存の行事等とも連携し、積極的な広報活動を展開する。
ア カウントダウンイベント等の開催
平成24年度から大会開催までに、一貫性のある複数回のカウントダウンイベント等を開催する。
イ 既存の行事等との連携
メディアへの露出を念頭に、既存の行事等との連携を図る。
- (6) 屋外広告物等による広報
各種屋外広告物や広報啓発物等を作成し、積極的な広報活動を展開するとともに、大会開催の気運を高める。
ア 横断幕、看板等の屋外広告物の作成
イベント等に活用できるメディアへの露出を意識した屋外広告物を作成する。
イ 総合案内所の設置
ウ 広報啓発物等の作成
- (7) 報告書等の作成
大会の感動と興奮を永く記録に留め、開催の成果を財産として未来へ継承するため、報告書等を作成する。
ア 報告書の作成
イ 記録映像及び写真の作成
- (8) その他の広報
高校生活動等を通じて、積極的な広報活動を展開する。

第5 報道

1 運営組織

報道活動の実施については、報道機関の協力を得るとともに、実行委員会が、南関東各都県実行委員会、区市町村及び関係機関・団体等と緊密に連携・協働しながら推進するものとする。

2 報道協議会の設置

平成25年度に報道協議会設置要項を策定し、報道関係者で組織する報道協議

会を設置する。

(1) 報道取材意向調査の実施

前年度までの実績を踏まえ、平成26年度に取材希望人数等を確認するため、報道取材意向調査を行う。

(2) 報道のしおりの作成

報道活動をサポートするため、平成26年度に報道取材における留意事項等を掲載した報道のしおりを作成する。

(3) 全国報道者会議の開催

平成26年度に報道取材における留意事項の確認、取材位置の抽選等を行うため、全国報道者会議を開催する。

3 記録センターの設置

平成25年度に記録センター設置要項を策定し、平成26年度に記録センターを設置する。

4 プレスセンターの設置

平成25年度にプレスセンター設置要項を策定し、平成26年度にプレスセンターを設置する。

第6 宿泊対策

1 運営組織

宿泊対策については、実行委員会が主体となり、四都県が連携し、関係機関・団体の協力を得て行うものとする。

2 宿舎の選定及び確保

大会に参加する各都道府県選手団本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊施設は、原則として旅館業法上の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所（以下「旅館等」という。）の中から選定し、可能な限り競技会場地及びその周辺地域の旅館等を確保するものとする。

3 配宿センター

大会参加者の宿泊対策に万全な体制を確立するため、実行委員会に配宿センターを設置する。

4 宿泊業務の委託

大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿泊施設を提供するため、実行委員会は、配宿センターの業務を旅行業者に委託する。

5 宿泊料金

宿泊料金については、段階別料金設定に調整し、開催基準要項に則り、実行委員会が予め旅館組合と協定したのものについて、全国高等学校総合体育大会中央委員会決定した料金とする。

6 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事について、衛生的で品質及び栄養量等を考慮した献立とする。
- (2) 大会参加者の昼食弁当は、配宿センターがあっせんするものとする。

7 宿舎の環境整備

- (1) 大会期間中の宿泊を安心して安らげるものとするため、大会参加者にとって快適で安全な環境づくりに努め、宿泊施設は、競技の都合等による食事時間等の変更にも柔軟に対応するよう努めるものとする。
- (2) 風紀上又は衛生上支障があると認められる宿舎には配宿しないものとし、宿泊施設は、選手等に風紀上悪影響を与えないよう教育的配慮をする。

第7 保健医療

1 運営組織

保健医療については、実行委員会が主体となり、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう四都県が連携し、関係機関・団体等の協力を得て医療救護、環境・食品衛生等の対策に万全を期す。

2 医療救護対策

- (1) 医療救護については、実行委員会が医療救護対策業務に関係する機関・団体等に対して協力を要請し、緊密な連携の下に万全な実施体制を整える。
- (2) 実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し適切な処置がとれるよう救護本部及び救護所を設置し、必要に応じて移動救護チームを編成する。
- (3) 実行委員会は、宿泊施設滞在中における傷病発生等の医療救護について、宿泊施設管理者、医療機関等との連絡体制を確立する。

3 環境・食品衛生対策

- (1) 環境・食品衛生については、実行委員会が環境・食品衛生対策業務に関係する機関・団体等に対して協力を要請し、緊密な連携の下に万全な実施体制を整える。
- (2) 実行委員会は、関係機関等の協力を得て、環境・食品衛生対策に関する本部等を設置する。
- (3) 実行委員会は、食中毒等発生時の対応について所轄の保健所、その他関係機関等との連絡体制を確立する。

第8 輸送交通

1 運営組織

総合開会式会場及び競技種目別大会会場（以下「会場」という。）の輸送交通対策は、警察、道路管理者、公共交通機関及びその他関係機関・団体等の協力を得て、実行委員会が行う。

2 輸送交通対策

- (1) 実行委員会は、総合開会式及び競技種目別大会の進行計画及び参加人数等

に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら各種輸送計画等を必要に応じて作成する。

- (2) 大会参加者及び一般観覧者の輸送については、原則として公共交通機関によるものとし、必要に応じて増便又は計画輸送について配慮する。
- (3) 各会場又はその周辺に、大会参加者及び一般観覧者の駐車場を可能な限り確保するよう努めるとともに、その効率的な利用を図る。

3 公共交通機関との協力体制

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の輸送については、環境に配慮した安全で円滑な輸送が図られるよう、公共交通機関に協力を依頼し輸送力の確保に努める。

4 輸送交通の案内

- (1) 交通規制を行う場合には、各報道関係機関の協力を得るとともに、都内の広報紙、リーフレット、案内表示板等により事前に広報し、大会関係者及び都民に協力を呼びかける。
- (2) 警察及び関係機関・団体等の協力を得ながら、必要に応じて主要駅や道路の主要地点に交通案内板を設置するとともに、交通整理員を配置して交通混雑の緩和と安全の確保に努める。
- (3) 人身事故による交通ダイヤの乱れ等の公共交通機関における事故発生等の緊急時において、大会参加者及び一般観覧者へ迅速な対応ができるよう、公共交通機関その他関係機関・団体等と協力し事前の連絡調整体制を整える。

第9 警備防災対策

1 運営組織

大会における総合開会式会場、競技種目別大会開・閉会式会場、競技会場、練習会場及び大会関係者宿泊施設（以下「関連施設等」という。）の警備防災対策は、関係機関・団体等の協力を得て、実行委員会が行う。

2 警備対策

- (1) 実行委員会は、警備対策に関する本部等を設置し、必要に応じて関連施設等（宿泊施設を除く。）に現地本部等を設置する。
- (2) 実行委員会は、関連施設等での事件・事故の発生防止及び発生時における措置について、関係機関・団体等の協力を得て警備計画を作成する。
- (3) 実行委員会は、関係機関・団体等との協議の上、行啓に伴う警備対策を講じる。
- (4) 大会の警備対策における主要業務は次のとおりとする。
 - ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
 - イ 会場内外の関係附属物件の保安・警備
 - ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う整理・誘導
 - エ その他必要な業務

3 防災対策

- (1) 実行委員会は、防災対策に関する本部等を設置し、必要に応じて関連施設等（宿泊施設を除く。）に現地本部等を設置する。

- (2) 実行委員会は、関連施設等での火災その他の災害の予防及び災害発生時における措置について、関係機関・団体等の協力を得て防災計画を作成する。
- (3) 実行委員会は、関係機関・団体等との協議の上、行啓に伴う防災対策を講じる。
- (4) 大会の防災対策における主要業務は次のとおりとする。
 - ア 屋内外の火気の手扱い指導及び火災の防止
 - イ 危険物、高圧ガス及び煙火の手扱い指導
 - ウ 避難経路及び避難口の確保並びに定員の確保
 - エ 災害時の避難誘導
 - オ その他必要な業務

4 大会期間中における危機管理対策

- (1) 実行委員会は、関連施設等における大規模災害及び突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織を編成する。
- (2) 実行委員会は、関連施設等での大規模災害等発生時における措置について、関係機関・団体等の協力を得て大規模災害・重大突発事案対策を作成する。
- (3) 大会期間中の危機管理対策における主要業務は次のとおりとする。
 - ア 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
 - イ 一般観覧者等の安全確保及び避難誘導
 - ウ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
 - エ 通信手段の確保、運用
 - オ その他必要な業務